

マレーシア

目次

1. 侵害対策関連法令	1
2. 侵害対策関係機関	2
3. 侵害の定義	5
4. 侵害の発見から解決までのフロー	11
5. 侵害に対する救済手段	16
6. 留意事項	24
7. その他の関連団体	25

1. 侵害対策関連法令

1.1 特許法(2006年第6次改正法)

Patents Act 1983 (“A291 PA 1983”) as amended, A648-1986, A863-1993, A1088-2000, A1137-2002, A1196-2003 and A1264-2006

第58条 登録特許の侵害

注) 実用新案も同じ適用を受ける

1.2 工業意匠法(2002年第2次改正法)

Industrial Designs Act 1996 (“A552 IDA 1996”) as amended, A1077-2000 and A1140-2002

第32条 登録工業意匠の侵害

1.3 商標法(2002年第3次改正法)

Trade Marks Act 1976 (“A175 TM 1976”) as amended, A881-1994, A1078-2000 and A1138-2002

第38条 商標侵害

第70B条 著名商標の保護

第70C-70P条 模倣品に対する国境での対策

1. 4 取引表示法(1994 年第 3 次改正法)

Trade Descriptions Act 1972 (“Act A87 Descriptions Act 1972”), as amended, A539-1982, A672-1987 and A880-1994

第 3 条 虚偽取引表示に関する刑事犯罪(模倣品対応)

1. 5 地理的表示法(2001 年第 1 次改正法)

Geographical Indications Act 2000 (“A.602 GIA 2000”) as amended, A1141-2001

第 5 条 地理的表示の保護

1. 6 著作権法(2002 年第 7 次改正法)

Copyright Act 1987 (“A.332 CA 1987”) as amended, A306-1975, A461-1979, A775-1990, A952-1996, A994-1997, A1082-2000 and A1139-2002

第 36 条 侵害

第 41 条 違法行為

1. 7 集積回路配置設計法(2000 年法)

Layout-Designs of Integrated Circuits Act 2000 (“No.601 LDICA 2000”)

第10条 保護された配置設計の侵害

1. 8 植物新品種保護法(2004 年)

Protection of New Plant Varieties Act 2004 (effective as of Jan 1st, 2007)

第47条 侵害と認められる行為

(2007 年 1 月 1 日発効、農務省管轄)

1. 9 その他

マレーシアではコモンロー上の保護を受けることができます。

例えば、パッシングオフ(Passing Off, 詐称通用: 営業上他人の商号、商標または商品の包装などに虚偽的また欺瞞的な表示をすること)による不法行為や営業秘密の漏洩などについて、司法上の保護を受けることができます。

2. 侵害対策関係機関

2. 1 マレーシア知的財産公社

The Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO)

住所: Aras 27, 30 and 32,
Menara Dayabumi,
Jalan Sultan Hishamuddin,
50623 Kuala Lumpur, Malaysia.

電話: +603-2263 2100

Fax: +603-2274 1332

Website: www.myipo.gov.my

[特許、商標、著作権などの知的財産権の申請登録手続き]

2. 2 農務省植物新品種保護登録局

Department of Agriculture, Plant Variety Protection Registration Section

住所: Level 7-17, Wisma Tani, No. 30,
Persiaran Perdana, Precint 4,
Federal Government Administration Centre,
62624 Putrajaya, Malaysia.

電話: +603-8870 3000

Fax: +603-8888 5069

Website: <http://pvpbkkt.doa.gov.my/>

[植物新品種の申請登録手続き]

2. 3 国内取引・協業・消費者保護省 法執行部門

**The Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism (MDTCC)
Enforcement Division,**

住所: No. 13, Persiaran Perdana,
Presint 2, 62623 Putrajaya, Malaysia

電話: +603-8882 5500、ホットライン: 1800-886-800

Fax: +603-8882 5762

Website: <http://www.kpdnkk.gov.my>

[模倣品及び海賊品に対する法執行手続き]

2. 4 マレーシア警察

Royal Police of Malaysia (RMP)

住所: Ibu Pejabat Polis Diraja Malaysia,
Bukit Aman, 50560 Kuala Lumpur, Malaysia.

電話: +603-2266 2222

Fax: +603-2070 7500

Website: <http://www.rmp.gov.my>

[模倣品及び海賊品に対する法執行手続き、特にポルノや無検閲の映画]

2. 5 マレーシア税関局

Royal Malaysian Custom Department (JKDM)

(旧 Royal Customs and Excise Department)

住所: Royal Malaysian Customs Headquarters
Ministry Of Finance Complex,
No. 3 Persiaran Perdana,
Precinct 2, 62596 Putrajaya, Malaysia.

電話: +603-8882 2100/2300/2500

Fax: +603-8889 5884

Website: <http://www.customs.gov.my>

[模倣品に対する国境対策]

2. 6 マラヤ高等裁判所

High Court of Malaya

住所: Kompleks Mahkamah Kuala Lumpur
Jalan Duta, 50592 Kuala Lumpur, Malaysia.

電話: +603-6209 4000

Fax: +603-6209 4015

Website: <http://www.kehakiman.gov.my>

[侵害者に対する民事刑事手続き]

2. 7 クワラルンプール地区仲裁センター

Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitration

住所: No 12, Jalan Conlay,
50450 Kuala Lumpur, Malaysia.

電話: +603-2142 0103

Fax: +603-2142 4513

Website: <http://www.bmthost.com/rcakl/domain-name-dispute-resolution/>

[主に、マレーシアでのドメインネーム紛争解決手続き]

3. 侵害の定義

3.1 特許権の侵害

特許権者の承諾なく、マレーシア国内で、下記の特許法 36 条第 3 項に規定される権利者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見なされます。(特許法第 58 条)

- 特許が製品の場合、その製品の製造、輸入、販売の申出、販売、または使用する行為、及びその製品の販売の申出、販売または使用するために保管する行為
- 特許が方法の場合、その方法を使用する行為、その方法によって直接得られた製品に関し、その製品の製造、輸入、販売の申出、販売、または使用する行為、及びその製品の販売の申出、販売または使用するために保管する行為

2011 年末までに特許法の改正が予定されており、間接侵害(寄与侵害)に関する規定が導入される模様です。法改正にご注意ください。

例外規定

- (1) 科学技術の研究目的のみに使用する行為(特許法第 37 条第 1 項)
- (2) 医薬品の当局に対する合理的な用途にのみ、製造、使用、販売の申出、または販売する行為(特許法第 37 条第 1A 項)
- (3) 強制ライセンス実施権者による行為(特許法第 37 条第 2 項、第 5 項)
- (4) マレーシアに一時的に存在する外国の船舶、航空機、宇宙船または陸上車両において使用する行為(特許法第 37 条第 3 項)
- (5) 先使用や製造が明らかに証明された場合(特許法第 38 条)
- (6) 他国での特許を含む合法的特許製品または方法特許により直接的に製造されたか、その方法が適用されて製造された合法的製品の輸入、販売、販売の申し出(並行輸入)(特許法第 58A 条)

保護期間: 出願日から 20 年間

3.2 実用新案権の侵害

実用新案(Utility Innovation)も特許と同様の侵害判断及び例外規定が適用されます。(特許法第 17A 条)

保護期間:出願日から10年、5年単位で2回更新可能、最長20年

3.3 意匠権の侵害

意匠権者の承認や許諾ライセンスなく、マレーシア国内で、下記の意匠権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見なされます。(意匠法第32条第2項)

- 登録意匠を工業意匠物品、偽造品、または明らかな模倣品に適用する行為
- 登録意匠が適用された工業意匠物品、偽造品、または明らかな模倣品を販売、取引、または事業目的での使用のために輸入する行為
- 登録意匠が適用された工業意匠物品、偽造品、または明らかな模倣品の何れかの販売、販売目的での申出または保管、賃貸、賃貸目的での申出または保管する行為

例外規定

- (1)登録意匠が適用されたか、適用が同意された物品が合法的にマレーシアで輸入、または販売された後の行為(並行輸入)(第32条第3項)

保護期間:出願日から5年間、5年単位で2回更新可能、最長15年

3.4 商標権の侵害

商標権の侵害には登録商標の侵害、著名商標の侵害及び非登録商標の侵害の3つの態様があります。

- 登録商標侵害

その商標の登録所有者でなく、また使用を登録された者でもない者が、その商標と同一または誤認もしくは混同を生じさせるほど類似する商標を、登録された商標の指定商品またはサービスに関して使用することは侵害を構成する。使用には、製造、流通及び販売が含まれます。(商標法第38条)

例外規定

- (1)善意による自己の名前や事業所の場所の名称としての使用
- (2)善意による自己の商品やサービスの特徴や品質の説明としての使用
- (3)その登録商標の登録日やその所有者などの使用日に先立って、その商標の対象である商品やサービスにおける継続した使用
- (4)登録商標所有者または登録された使用者が取引において商標を付している商品の使用
- (5)登録商標使用者または登録された使用者からの明示的または黙示的同意がされた使用(並行輸入)

- (6) 商品やサービスの構成部分や付属品として合理的にその登録商標を組み込んだ場合で、商標権を侵害せず、その他の関係も示すものでもない使用
- (7) 実質的に 2 つ以上の同一と認められる登録商標がある場合で、その1つの正当な使用
- (8) 制限付きの登録商標の場合、その制限の範囲での使用
(商標法第 40 条)

- 著名商標侵害

加えて、商標法 70B 条は、同様に、著名商標の所有者には、所有者の同意なく侵害者が業として、その商標及びまたはその商標の主要な部分を同一もしくは良く似せて、同類の商品またはサービスに対して、人を欺くか、混同を起こすようにマレーシア国内で使用する場合、その使用を差止める権限があると規定しています。

著名商標とは、パリ条約 6 条の 2 及び TRIPs 協定 16 条に規定される著名商標をさしており、マレーシアでもその使用や商権の有無を問わず有名なものとしています。なお、例外として、商標法の規定以前から善意の使用があった場合はこの適用を受けることはできません。

(商標法 70B 条)

保護期間: 出願日から 10 年間、10 年単位の更新可能

- 非登録商標権侵害

マレーシアにおいて、非登録商標、つまり、事業上の信用(商権)がある場合で、未登録や未出願の標章、出願中の商標、登録されない商標や商号、未登録の意匠については、その独占的使用をイギリス法系に類似するコモンローに基づくパッシングオフ(詐称通用)として保護をうけることができます。マレーシアには不正競争防止に関する法規制がないため、このような対応となります。

パッシングオフとは、他人がその商品やサービスを、あたかも本来の所有者の商品やサービスであるかのように、または関連しているかのように偽って取引することを防止するもので、救済方法のひとつです。つまり、このパッシングオフの目的の本質は原告側の商権を保護することにありますので、この適用を受けるには、被告となる被疑侵害者がそうした侵害行為を行っていることを原告が知った時に、原告となる本来の所有者は、自身の商品やサービスに係わる商標、商号、また事業形態や装飾などに対する実質的な名声や評判、また信用を獲得してい

ることが必要です。そして、原告が被告に使用の差止や損害賠償を請求するためには、被告の行為が公衆に誤認混同させるもので、また公衆を欺くような行為であること、そして、そうした行為が原告の事業や商権を損なうものであること証明することが求められます。

3.5 取引表示の侵害

取引表示法は虚偽表示のある商取引に対する刑事上の救済を規定しています。この法律は行政措置及びコモンロー上のパッシングオフの両方の性格を持つものであり、手続きが簡便なために行政摘発で数多く利用されています。なお、取引表示法における販売や事業での侵害行為対象は、主に以下の2つとなります。

- 商品に対し虚偽取引表示をする行為
 - 虚偽取引表示がされた商品の提供や提供を申し出る行為
- (取引表示法第3条)

ここでの「虚偽取引表示」とは直接また間接を問わず、とりわけ下記の様な事項に対する表示違反が対象となります。

- (1) 性質や目的
 - (2) 数量、サイズ、
 - (3) 製造、供給、組立、修理方法
 - (4) 組成
 - (5) 特定目的への適合性、強度、能力
 - (6) 品質、物理的特性
 - (7) 承認
 - (8) 製造、供給、組立、修理した場所と日付
 - (9) 製造、供給、組立、修理した者
 - (10) 以前の所有者や利用などその他の履歴
- (取引表示法第4条)

当該侵害商品を保有する者は、提供や提供を申し出るものと見なされます。(取引表示法第8条)

また、「表示する」が意味するものは、例えば、商品自体や包装に商標や商号を付したり、追加したりするような行為が対象となり、また、「提供」とは、たとえば、組立を含む商品の上市に関する行為が対象となります。(取引表示法第6条)

なお、商標法の規定に反する商標の使用も虚偽表示行為と見なされます。(取引表

示法第 9 条)

3.6 地理的表示権の侵害

地理的表示権の侵害行為は下記の態様となります。

- 取引において、その商品の原産地が公衆に正しい出所ではない原産地と誤解させるような表示や連想させる名称や案内による原産地の使用
- パリ条約 10 条の 2 に規定される、商品や商業活動を混同させたり、誤った認識をさせたり、また商品の性質、製法、適合性や数量などを誤解させると言った不正競争を構成するような取引上の原産地の使用
- その商品の原産地として文言上、国、地域や地方は正しくとも、他の国、地域や地方の原産地であるように誤認させるような取引上の原産地の使用
- そのワインや蒸留酒はその本来の原産地の産品でないにもかかわらず、商品の正しい原産地を表示し、その本来の原産地の地理的表示の翻訳や「種類」、「タイプ」、「スタイル」また「類似」などの表示を加えて、その商品が本来の原産地であると誤認させるような取引上の原産地の使用
(地理的表示法第 5 条)

保護期間: 出願日から 10 年間、10 年単位での更新可能

3.7 著作権の侵害

著作権の侵害の態様は民事上の侵害と刑事上の侵害の 2 つの態様があります。

● 民事上の侵害

著作権法第 36 条は著作権侵害について規定しています。

(1) 著作権所有者からの許諾なく、著作権法第 13 条第(1)項に規定される著作権所有者の専有権には、原作品や派生作品についての複製、伝達、作品の複製物の販売による頒布や譲渡、作品の賃貸などを管理する専有権の何れかを実施したり、誰かに実施させたりする行為

(2) 取引目的で侵害する商品を権限なく輸入する行為

1987 年著作権法により並行輸入は著作権侵害行為と規定されていましたが、1990 年の改正により、輸入業者がその作品が著作権所有者の同意または許諾なく作成されたことを知らなかったか、知らない十分な理由を証明できれば、侵害を構成しなくなりました。なお、上記の理由を覆す挙証責任は原告にあります。

(3) 作品に管理目的で制限を付している技術的な対策の回避や他人に回避させる行為

(4) 作品に管理目的で制限を付している技術的な対策変更や除去、また管理情報が改変や除去されたことを知りながら複製物を配布する行為

● 刑事上の侵害

著作権法第 41 条(a)項から(h)項は、以下のような侵害複製物の様々な取引を違法行為として禁じています。

- (1) 販売や賃貸目的での侵害複製物の作成
- (2) 侵害複製物の販売、賃貸、取引、展示、販売や賃貸の申出
- (3) 侵害複製物の配布
- (4) 個人や家庭での使用目的以外での侵害複製物の所持
- (5) 取引目的での侵害複製物の展示
- (6) 個人や家庭での使用目的以外でのマレーシアへの輸入
- (7) 権限なく作品に管理目的で制限を付している技術的な対策の回避、変更や除去、またそうした管理情報が改変や除去された複製物の配布または配布や伝達目的での輸入

保護期間:

- (1) 著作者または創作者の生存期間中及び死後 50 年間
- (2) 出版、映画、音楽、演劇などは発表日の翌年から 50 年間

3. 8 集積回路配置設計法の侵害

集積回路配置設計法第 9 条は、回路配置設計の権利者には以下の権利があると規定しています。これらの権利を権利者からの許諾なく実施したり、誰かに実施させたりすることは侵害を構成します。

- (1) 自身の回路配置設計の全部もしくは実質的部分を集積回路もしくはその他に組み込まれたかどうかにかかわらず複製や複製を認める権利
- (2) 自身の回路配置設計自体、またそれが組み込まれた集積回路や物品の商業上の利用やその利用を認める権利

保護期間: マレーシア国内外で、初めて商業利用された日から 10 年間

3. 9 植物新品種保護の侵害

植物新品種保護法第 47 条は、育成者の同意や許諾なく、第 30 条に規定される育成者の権利を実施することは侵害を構成すると規定しています。

- (1) 生産、増殖、繁殖のための準備、販売の申し出、販売を含む市場開拓、輸出入、及びこれらの目的のための保持
- (2) 繁殖の材料、また登録された植物新品種からの派生品種や登録された植物新品種を繰り返し使用することを伴うその他の品種の生産

保護期間：

- (1) 新規性、独自性、均一性、安定性のある品種は、出願日より 20 年
- (2) 新規性、独自性、識別性のある品種は、出願日より 15 年
- (3) 樹木やブドウの品種は、出願日より 15 年

農務省は、植物新品種に関する Web サイト(<http://pvpbkkt.doa.gov.my>)を開設し、その利用や情報提供を行っていますので、ご参照下さい。

4. 侵害の発見から解決までのフロー

マレーシアにおいては、特許、商標、意匠、著作権、営業秘密などの知的財産権、そしてパッシングオフによる権利行使の枠組みは比較的良く準備されており、一般的にこれらの権利は民事や刑事事件として権利行使が可能です。

4.1 侵害の発見

マレーシアにおける知的財産権の侵害や偽造問題の対応は、他のアジア各国での侵害対応とあまり変わりません。知的財産権者がマレーシアで侵害を発見したとの報告を受けたり、侵害と思われる状況に遭遇した場合、その侵害を発見した現地法人や提携先に依頼し、侵害とされる事実(以下、被疑侵害と言います)に関する詳しい情報の入手に努めます。

具体的には、被疑侵害が行われている地域、店舗などの場所、被疑侵害者(相手先)、被疑侵害品のなど詳しい情報の入手に可能な限り努めます。そして、収集された資料に基づき分析を行い、確かに侵害品であるか否か、どの知的財産権を侵害しているかなど、そうした事実の初期判断を行います。

入手できる情報が不十分の場合、一般的には現地の法律事務所にすみやかに連絡をとり、侵害の証拠を確認することをお勧めします。もしくは、現地の法律事務所に委託して、現地の調査会社に侵害の実体、状況や範囲を確認させることで、被疑侵害者を含めた状況を把握することができます。

4.2 証拠の収集

知的財産権者にとって重要なことは、少なくとも侵害の事実を確認するために、侵害

をしている被疑侵害者から少なくとも複数の侵害品のサンプルを確実に手に入れることとなります。こうした証拠品収集を含む調査は、被害を受けている知的財産権者の目的や戦略により異なります。調査に長期間をかけることで侵害品の出所を発見し、その侵害者の活動全般に対して確固たる対応をとる例もあります。また、数個の侵害品を市場で入手し、侵害品の市場での需要がなくなるように一連の被疑侵害者に対して強制捜査(レイド)を網羅的に行う例もあります。

具体的な証拠収集としては、被疑侵害品の購入、パンフレットや製品説明書の収集、販売地、販売状況などとなります。証拠の入手が困難である場合は、被疑侵害品の写真やビデオ、パンフレットなど侵害につながる資料を収集します。

証拠品が入手できた場合は、精巧な侵害品か、また質の悪い模倣品であるどうか、また自社の真正品や並行輸入品ではないのかなど、さまざまな角度から判定します。さらに、パッケージや商品本体にどのような記載があるのか、製造国や番号類、製造元、商標などの記載があるかどうか、また、パッケージや付属する説明書などの記載は自社のものと比べて同じか、違うのであれば、どこがどう違うのかなどを細かく分析します。こうした分析によって、商標、意匠、特許、また著作権のみの侵害なのかなど、つまり、どの知的財産権が侵害されているのかを判断し、今後の対応方法を定める参考にします。

マレーシアでは、知的財産権者が収集した侵害品について、公証や認証の追加作業は要求されていません。当局に刑事告訴する場合は、知的財産権者が真正品と侵害品を視覚的に明らかに区別できることを説明するだけで十分です。刑事上のレイドが行われると、当局は通常、知的財産権者に刑事訴追を裏付けるために差押えた被疑侵害商品が原物であることを確認する公式な宣誓書の提出を求めます。詳しくは、第5項を参照ください。

もし、侵害の証拠を実務上確実に手に入れることが難しい場合、知的財産権者は当局に対して、いくつかの補助証拠とともに「合理的な疑い(reasonable suspicious)」に基づく刑事上のレイドを実施することを求めることが可能です。しかし、レイドが成功しなかった場合、レイドを受けた被疑侵害者から逆提訴されるリスクがあります。従って、リスクを負う必要性がなければ、侵害の証拠を確実に入手できない場合、無理に権利行使に関する手続きを開始せず、現地の法律事務所に対応を相談することをお勧めします。

4.3 侵害者の特定

侵害者の特定及びその後の手続きは、現地の法律事務所を通じて行うことが一般的

です。マレーシアの法律事務所の一部には、調査員のいる事務所もありますが、知的財産権の侵害行為を調査する専門調査会社はいくつかあります。そのような専門調査会社を利用するときには、事前に、現地の法律事務所に相談し、調査会社の技能や料金などについて確認することをお勧めします。

4. 4 権利行使の判断

早い時期に侵害行為を止めさせるためには、知的財産権者が事件の情報をいち早く入手し、十分な資料から事態を良く判断し、どの知的財産権を行使できるかどうかを決定し、適切な行動を早くとることが重要な意味を持ちます。また、知的財産権者は被疑侵害者に対して、具体的な民事上また刑事上の行動を起こす前に、現地の弁護士から成功の可能性や潜在的なリスクを判断する法的見解を入手することが求められます。また、既にご説明したように、知的財産権者は少なくとも数個の侵害の証拠を確実に手に入れなければなりません。そうした証拠がないと民事や刑事告訴をする際の勝率は、低くなることを理解する必要があります。

下記の項目は、権利者が権利行使前の準備段階で注意すべきポイントです。

1. マレーシアにおいて適切な知的財産権を保有している場合、対象となる知的財産権が有効であることを確認する。なお、対象となる知的財産権がまだ出願係属中で権利が付与されていない場合は、他国での登録状況などを含めて、今後の登録の見通しを確認するとともに、コモンロー上の保護が受けられるかどうかを検討します。
2. 利用する知的財産権については、権利範囲を確認し、被疑侵害品や被疑侵害行為がその知的財産権の権利範囲に含まれるのかどうかを比較検討します。
3. 必要に応じて、マレーシアの法律事務所から対象となる知的財産権の有効性や被疑侵害品の侵害判断に関する鑑定書を入手します。
4. どのような救済を求めるのか、つまり民事訴訟や刑事告訴、またコモンローによる製造や販売の差止、また損害の賠償まで求めるのかどうかを検討します。
5. 関連する知的財産権の有効な証明を準備します。
6. 委任状などの全ての必要書類を正しく準備します。
7. 被疑侵害者の侵害に関する情報や資料を適切に収集、準備します。

4. 5 警告状

被疑侵害者に対して法的手続きを行うことは、コストと時間がかかるものとなりますので、知的財産権者は当初裁判以外の方法での権利行使をしても良いかもしれません。知的財産権が侵害されていると信じる合理的な理由があれば、主に商標権や著作権の場合に、知的財産権者は侵害者に警告状(Cease and Desist Letter)や催告状(a letter

of demand)を送付することができます。

こうした警告状は、主として明確に所有する知的財産権を説明し、侵害されている状況を説明するとともに、知的財産権者が被疑侵害者を提訴しないことを条件に、侵害品の引渡し、情報の開示、賠償、合意を遵守しない場合の罰則などを保証する署名を求める内容になっています。

被疑侵害者が、その警告状を受けて、その内容に合意し、保証をしながらも、引き続き侵害行為を続ける場合、それは保証の不履行となり、知的財産権者は保証後の侵害のみならず、最初からの侵害を含めて、高等裁判所の規則に基づき提訴することができます。こうした規定があることから、侵害者が警告状による要求を受け入れて、侵害事件が解決できる例もあります。

しかし、こうした警告状が更に侵害の事態を悪くすることがありますので、状況に応じては警告状を送付しないなど、慎重な対応をすることも必要です。例えば、良く知られた侵害者の場合は、単に情報を与えてしまうことになり、また、地下組織が行うような侵害場所に対して権利行使をする場合には障害となります。

警告状の送付は、知的財産権者が直接送付することもできますが、弁護士を通じて送付することにより、法的な措置を前提に対応している当方の意思を知らせることに繋がる効果が期待できます。

裁判手続き以外で侵害者との和解交渉が成功した場合、知的財産権者は和解条件となったすべての項目を網羅した文書、例えば、和解契約書や念書と言った適切な書面を用意して、和解内容を明確に規定し、万端を整える必要があります。例えば、知的財産権者は侵害者との和解条件として、次のような内容が考えられます。

- ① マレーシアやその他の地域で侵害行為や侵害品の取引を再開しないこと
- ② 保管されている侵害品の引渡し
- ③ 侵害品が外部からのものであればその出所の開示
- ④ 謝罪広告
- ⑤ 損害や損失また弁護士費用などの支払い
- ⑥ これらの期日や保証
- ⑦ その他の関連事項

いずれにしても、警告状の送付やその後の和解の効果はケースバイケースですので、現地の法律事務所と相談の上、警告状や和解書を活用することをお勧めします。

4.6 侵害に対する法的措置

和解交渉が決裂した場合には、知的財産権者は次の権利行使として、行政摘発、民事訴訟や刑事告訴などを検討することができます。ここでは、民事訴訟と刑事告訴について説明します。

●民事訴訟

知的財産権者は、知的財産権侵害に対して民事訴訟を行うことができます。特許、意匠及び著作権については、受益者であるライセンシー(専用実施権者)も共同原告が、或は被告も提訴することができます。しかし、ライセンシーは特許権者に提訴を要求してから3か月過ぎても、特許権者が何もしない場合、提訴の意思を特許権者に連絡の上、特許権侵害の提訴することができます。一方、登録商標については、その登録商標のライセンシー(登録された使用者)は、商標権者にその提訴の手続きを依頼してから2か月過ぎても商標権者が何もしない場合、商標権侵害の提訴をすることができます。救済の種類は、第5項を参照ください。

マレーシアに居所を持たない原告(代表事務所のみを持つ企業を含む)の場合、訴額相当の裁判費用を担保として提供することを求められることがあります。そうした担保金は現金で裁判所に支払うか、現地の銀行の保証で処理することになります。

民事訴訟は時間とコストがかかります。民事訴訟では原告の企業の財務情報など情報を開示することになります。特に、特許権侵害についてはノウハウにかかるような重要な情報の開示を伴うなどのリスクがあります。また、損害賠償やその他のコストの補償は、裁判所の裁量に基づきますので、恒久的差止命令など希望の結果が出ても、結果的に不十分な補償となるようなことが考えられます。

●刑事告訴

通常、刑事告訴は取引表示法により模倣品に対して、または著作権法に基づき海賊版に対して行うことができます。非登録商標事件の場合、殆どのケースで権利者の告訴前に、国内取引・協業・消費者保護省の法執行部門から取引表示命令(後出項目参照)が要求されます。

刑事手続きをするメリットとしては、刑事手続きは民事訴訟よりも早く、安上がりです。レイド及び訴追のコストは、国内取引・協業・消費者保護省の法執行部門が負担します。特に効果があるのは、小売商や露天商、夜間商など特定な業態の模倣品業者になります。また、同時レイドがマレーシアの異なる場所や地域で、国内取引・協

業・消費者保護省の協力により行うことが可能です。訴追が成功すると刑事処罰と言う結果につながります。

一方、刑事手続きをするデメリットとしては、残念ながら、国内取引・協業・消費者保護省の法執行部門を通じた刑事上の権利行使には、処罰が単発である、刑事罰の法整備が不足しているなど、不十分な面があります。例えば、国内取引・協業・消費者保護省には、当該事件を訴追するか、または示談にするかの裁量権があります。また、国内取引・協業・消費者保護省を通じた取引表示法に基づく手続きでは、被告に対する損害額の支払いや起訴に成功しても、被告に対して将来にわたる侵害を含めた永久差止の裁定がなされませんので、この点は配慮が必要です。

5. 侵害に対する救済手段

5.1 民事訴訟

マレーシアでは連邦裁判所(Federal Court)以下、控訴裁判所(Court of Appeal)、高等裁判所(High Court)、初級裁判所(Sessions Court)及び治安判事裁判所(Magistrates' Court)の階層で裁判システムが構成されています。通常、知的財産権侵害に関連する裁判は、差止権限を有する高等裁判所からの対応となります。なお、特許や商標の行政不服申立手続きも高等裁判所となります。

民事救済対象としては、行政措置手段のない特許権、実用新案権や意匠権侵害、商標権侵害、著作権侵害、原産地表示法違反、植物新品種保護権侵害及びコモンロー上のパッシングオフや営業秘密違反などが対象となります。商標権や著作権侵害については、刑事罰がないので、侵害者が引き続き侵害行為を行わないように、金銭的な補償や恒久的差止命令を得るために民事訴訟を起こすことができます。

民事訴訟での救済措置は、損害賠償、恒久的差止命令、侵害品の引渡し、証拠の開示、裁判など合理的支出の費用負担となります。

●民事訴訟の先制措置

知的財産権の侵害者に対しては、次のような4種類の先制的裁判所命令を得ることができます。

(1)仮差止命令

仮差止命令とは、裁判所の審理もしくは次の命令を出すまで侵害者にその行為を継続させないようにするものです。命令に従わない場合、法廷侮辱罪を構成し、侵害者は罰金や禁固刑を言い渡される可能性があります。

(2) アントンピラー命令

アントンピラー命令は、侵害者が侵害品やその他の侵害行為を示す重要な証拠を廃棄したり、処分したり、また隠匿されるおそれがあるときに、そうした活動を防止するために、侵害品や証拠の調査や押収を認めるものです。なお、アントンピラーとはこの種の命令が最初に出されたイギリスの事件の名前にちなんでいます。

(3) マレーバ差止命令

マレーバ差止命令とは、侵害者の銀行口座を凍結し、侵害者がその保有する資産の取引をさせないことで、資金や資産の海外流出、また得た収益の処分をさせないように証拠の保全をするものです。マレーバも命令が最初に出されたイギリスの事件の名前にちなんでいます。

(4) 特殊命令

特殊命令では、裁判所から侵害者の出国を阻止する命令を入手します。

これらの命令には、それぞれは極めて厳しい効果があります。従って、原告が被疑侵害者である被告に対する命令を請求しても、それぞれの命令の適用基準にあった場合にのみ、その命令は認められ、下されることとなります。命令書を発行してもらうための被告の罪状や場所、状況などについての挙証責任は原告にあり、原告はそれぞれ事件で高等裁判所が、そうした命令による対応が必要であることを認めるよう説得する必要があります。

● 民事訴訟

知的財産権者である原告(原告適格は 4.6 項を参照ください)が高等裁判所に、申立書及び被告の召喚状を提出することから始まります。被告は出頭確認書と答弁書を提出します。この段階で、被告は原告に反訴することも可能です。原告は、答弁書があれば反論書を提出します。高等裁判所は事件管理通知で日程などを通知します。その後、審理での弁護士意見書の提出を経て、判決が出されます。

特許や実用新案侵害の場合、侵害の事実を分析した報告書を含めて裁判所に提出する必要があります。有効性が争点になった場合には、専門家や当業者を証人と

して利用することも検討しなければなりませんので、現地の法律事務所と十分な事前検討が必要です。

意匠権侵害においては、意匠の違い、類似性、機能的な部分など類否判断について、提訴前に現地の法律事務所と十分な事前検討をすることをお勧めします。

パッシングオフによる商標や商号の侵害においては、原告がマレーシアで十分な事業上の商権を獲得していることを説明しなければなりません。従って、できれば過去5年間の事業について、売上、広告宣伝や営業記録などを証拠として準備するだけでなく、誤認による購買事実や市場調査による認知度の資料なども準備することが必要です。どれほどの資料が必要かは、事案ごとに異なりますので、現地の法律事務所と検討することをお勧めします。

事件が公判の最後まで進み、原告が成功を収めることができれば、以下の様な救済措置を受けることができます。

(1) 恒久的差止命令

知的財産権侵害事件では、最終的かつ永久差止命令により、いかなる継続的侵害行為も禁止されます。さらに、被告が差止命令に従わない場合、被告は法廷侮辱罪を構成し、原告のコストを支払う命令とともに、罰金刑か禁固刑のいずれか、もしくは両方を科されることとなります。

(2) 侵害品の引渡し(Delivery-up)命令

侵害者である被告に、原告に侵害品の在庫やその他の関連物品、たとえば包装、ラベル、また宣伝広告のパンフレットなどの引き渡し命令がなされるのは一般的です。原告は、そうした侵害品などについて、実際に引き渡しを受けるかもしくは廃棄するかを自由に決めることができます。

(3) 損害賠償

損害額について、原告は被告の行為の結果として、原告の不当利得及びもしくは逸失利益の賠償の裁定を受けることができます。つまり、販売できなかったことによる金額、もしくはおそらく原告が被告から商標、意匠、特許または著作権などの使用料(ロイヤルティー)として得たであろう金額を算出することとなります。加えて、著作権侵害では、著作権法の規定により、原告である著作権者は、通常の損害賠償額に加えて、侵害の結果として、被告の得た利益の大きさや侵害自体の悪質さを鑑みて、原告に適切な救済がなされない場合は追加の賠償が裁定されます。

(4)利益の選択

損害賠償額の代わりに、原告は特定の状況下、被告が無許可の行為により得た純利益(税引き前利益)額を請求することもできます。通常、利益の算定では、原告が上げられることができなかつた被告の利益がある場合、原告に有利な賠償がなされます。

(5)コスト

勝訴した側はコスト、つまり、通常、原告被告の両者が実際に訴訟で支払った合理的費用を請求する権利を有します。マレーシアの裁判所で裁定される金額は、勝訴側が実際かかった費用の全額、また半分とされるのはまれで、判決の内容や性格、また手続きの複雑さや規模により個別に判断されます。従って、原告が勝訴した場合、実際にかかった費用の3分の1程度を回収することができれば良いと考えています。

5.2 行政的取締りと刑事告訴

マレーシアでは商標権侵害や著作権侵害が多いために、国内取引・協業・消費者保護省の法執行部門(MDTCC)の取締りとそれに引き続く刑事告訴の対応が主に利用されています。この項目では、MDTCCによるレイド及び税関による国境対策及び、これらに引き続く刑事告訴について説明します。

●取引表示命令(TDO: Trade Description Order)

もし、権利者がマレーシアのコモンロー上の非登録商標権に基づき刑事上のレイドを実施したい場合、取引表示法に基づき、本来の製造者が製造していない商品である場合、本来の権利者の特定の商標、取引方法や形態を使用する虚偽取引表示に当たることを主張し、高等裁判所から取引表示命令(TDO)を入手する方法があります。つまり、取引表示命令には、侵害品や模倣品に使用されている商標や装飾が「虚偽取引表示」であることを宣言する効果があります。

一般的に取引表示命令の申請は、一方の当事者によりなされるものであり、商標権侵害及びまたはパッシングオフを証拠立てる宣誓供述書を準備しなければなりません。この申請は、通常1~2ヶ月以内に高等裁判所の事務室で聴取され、その後、裁判所の押捺がある取引表示命令書が発行されるまで、さらに1~2ヶ月かかります。従って、全体の手続きは約2~4ヶ月かかることとなります。こうして作成された取引表示命令は発行から5年間有効であり、再請求をすれば更新することも可能です。

取引表示命令書自体は刑事上のレイドを行う前段階に必須のものではないが、国内取引・協業・消費者保護省の法執行部門(MDTCC)が刑事訴追をする場合の補助

書類となります。つまり、その特定な商標や取引上の記載が虚偽取引表示に当たることを宣言する裁判所の取引表示命令書に依拠して、国内取引・協業・消費者保護省の法執行部門は取引表示法に基づく訴追をすることができることとなります。

レイドは、通常、捜査官に知的財産権者もしくはその代理人である弁護士が同行します。知的財産権者や弁護士の役割は、まずレイド中に侵害品の特定や押収物の対応、その他の協力を行うことにあります。その後、捜査官に押収物の再確認と陳述書を作成して、提出します。こうした捜査手続きが済むと、捜査官は報告書を検察官または検事に報告します。

この段階で、刑事訴追前であれば、担当官は反則金の支払いによる示談にするかどうかの書面を作成することが可能で、示談で処理されることがあります。その場合、押収物などは権利者に引き渡されます。また、示談金が支払われない場合は、刑事告訴として訴追することとなります。

● 国境対策(税関取締り)

国境対策は、商標法第 70C 条から 70P 条に規定されており、2001 年 8 月から適用され、マレーシア国内に商標権を侵害する偽造品の輸入を禁じています。また、著作権法第 41 条も著作権を侵害する著作物の輸入を禁じています。このように、税関は商標法、著作権法及び取引表示法にまつわる国境対策を担当しており、職権により模倣品や海賊品の輸入、著作権侵害品の輸出入を阻止することを管轄しています。

しかし、残念ながら、マレーシアでは、他国で一般的な商標権税関登録制度が未整備のために、個別の侵害案件を通報するようなシステムになっています。また、マレーシアでは、積かえて他に輸送される貨物は差押えの対象とはなりません。このように、税関対策が十分機能しているとは言えない現状があります。

税関登録は、例えば、商標権の被疑侵害商品がマレーシアに輸入されると分った場合、商標権者は商標局に商品を留置するための輸入規制申請書を提出します。この申請には、対象となる商標権の特定、宣誓供述書及び手数料が必要です。さらに、輸入業者の詳細、予定入港日時や被疑侵害品、船舶などの便名及び出航地などの情報が必要となります。この申請が承認されると、次に担保金の供託が必要となります。担保金は、差止の経費や補償であり、輸入される商品の価格などを参考にさまざまな要素で決定されます。税関で対象商標のチェックがされる期間は、許可日から 60 日間となります。承認の取下げがない限り、この間、その商標が付された模倣品などのマレーシアへの輸入は実質的に禁止されることとなります。

被疑侵害輸入品が留置されると、税関は商標権者またはその代理人に対して、その被疑侵害品の留置と留置期限、そして引き続く対応がなければ開放することを通知します。留置期間は係官の裁量となります、またこの期間は延長が可能です。留置された被疑侵害品は念書を提出することで、税関から検査の許可を得ることができます。侵害訴訟を提起すれば、留置物は裁判所の指示に基づく方法で対処します。非侵害として訴訟を起さなかった場合には開放されますが、所有者から賠償金支払いを請求される可能性があります。

前述の通り、税関登録の要件が厳しいために殆どのこの手続きは行われていない状況です。なお、2011 年末までに商標法の改正が予定されており、税関での商標権の権利行使がより簡便かつ効率的に行えるような制度改正をするべく税関及び知的財産権公社間で調整が行われていますので、今後の法改正について確認されることをお勧めします。

● 刑事告訴

十分な証拠が確保できれば、知的財産権者は、同様に国内取引・協業・消費者保護省法執行部門(MDTCC)に刑事告訴を行うことができます。ここでは、レイドから告訴までの流れ、その後の処罰内容について、その概要を説明します。

国内取引・協業・消費者保護省法執行部門は対象となる施設にレイドを行い、侵害品を押収する権限を有しています。時にはその施設において発見した侵害品に関連する売上伝票、注文書などの書類も押収することがあります。また、侵害品を輸送するために利用された車両も押収する権限を有しています。この後、国内取引・協業・消費者保護省法執行部門は被疑侵害者を告発する責任があります。

レイド自体を行う前に、原告とその事務弁護士(Solicitor)は、係官とレイドのタイミングや実施計画について、さまざまな角度から連携をとるように調整します。一方、原告は民間の調査機関を利用して、侵害品の保管先や出荷元を調査、特定な場所を確認するためのおとり取引、例えば、侵害者に侵害品を注文し、注文を受ける場所や侵害品を発送する場所を突き止められるよう事前の準備を行います。

レイドのタイミングは侵害品の集荷や配送のタイミングに合わせます、つまり、レイドを実施したい時に一定量の侵害品がその場所に存在することを確保するようにします。このようにして、レイドが国内取引・協業・消費者保護省法執行部門により行われ

るタイミングに合わせれば、その内容は自らの裁量で決めることもできます。

原告やその代理人は、レイドに同行し、その期間中、被疑侵害製品を特定することや押収した商品が侵害品や侵害品であるかどうかの確認作業を協力します。レイドが成功した後、国内取引・協業・消費者保護省法執行部門は侵害者に対して告訴の手続きをするかどうかを判断します。

告訴が決定されると、国内取引・協業・消費者保護省法執行部門は知的財産権者の協力を受けて侵害者を初級裁判所に起訴します。知的財産権者は対象となる知的財産権証明書、真正品、レイドでの侵害品に対する宣誓書などを準備し、提供します。また、必要に応じて、レイドに立ち会った代理人や知的財産権者は証人として参加します。有罪判決となれば、裁判所は侵害品の没収を命じます。没収の通常の手続きは、侵害品の廃棄となりますが、国内取引・協業・消費者保護省法執行部門に対して、侵害品の保存を請求し、民事訴訟での証拠として利用することも可能です。

以下は、各法律に規定される処罰内容です。

(1) 取引表示法第 18 条に基づく処罰(模倣品犯罪)

事業者の役員、管理職、事務員またはその他同類の社員には、初犯の場合、最高 100,000 マレーシアリングットの罰金及びもしくは 3 年以内の禁錮、その後の重犯には、最高 200,000 マレーシアリングットの罰金及びもしくは 6 年以内の禁錮が科されます。

企業犯罪の場合、初犯は最高 250,000 マレーシアリングット以下の罰金、その後の重犯は 500,000 マレーシアリングット以上の罰金を科されます。

(2) 著作権法第 41(a)条から 41(g)条に違反した場合の処罰(海賊品犯罪)

侵害に対する処罰は侵害作品ごとに 2000 マレーシアリングット以上 20,000 マレーシアリングット以下の罰金及びもしくは初犯の場合 5 年以内の禁錮、その後の重犯には、作品ごとに 4000 マレーシアリングット以上 40,000 マレーシアリングット以下の罰金及びもしくは 10 年以内の禁錮が科されます。

侵害品を作る目的で計画もしくは実施した策略は実施の有無関わらず違反行為となります。こうした場合の処罰は、初犯の場合、策略ごとに 4000 マレーシアリングット以上 40,000 マレーシアリングット以下の罰金及びもしくは 10 年以下の禁錮、その後の重犯には、策略ごとに 8,000 マレーシアリングット以上 80,000 マレーシアリングット以下の罰金及びもしくは 20 年以下の禁錮が科されます。

5.3 その他の紛争処理

マレーシアでは、仲裁や斡旋が一般的にとられる解決方法ですが、知的財産権侵害問題ではあまり利用されていません。最近の統計では年間50件程度で、斡旋は法的拘束力がないために、利用されることはまれとなっています。ここでは、仲裁の概要と最近増加しているドメイン名の紛争処理について、その概要を説明します。

●仲裁

マレーシアでは、2005年の仲裁法(Arbitration Act)に基づき、クワラルンプール地区仲裁センターが、裁判以外での貿易、商事などの紛争を仲裁、調停、斡旋、またドメイン名の紛争を解決する役割を果たしています。

仲裁の結果については高等裁判所に書面提出することで法的拘束力を確保するとともに(仲裁法第38条)、その仲裁文書に記載された内容は裁定という形で法的執行力を持つものとなります(仲裁法第38, 39条)。従って、裁定が実行されない場合は、裁判所に執行判決を求める提訴を行うことができます。

●ドメイン名紛争処理

近年増加するドメイン名の紛争は、マレーシアネットワーク情報センター(MYNIC)のドメイン名紛争処理方針やその規則などを活用して、仲裁の対応がなされています。

ドメイン名仲裁手続きは、商標等の権利者である申立人がドメインの所有者の登録及び使用についての不服をクワラルンプール地区仲裁センター(仲裁センターは、ドメイン名紛争において、プロバイダーと呼ばれます)に対して行います。その申立書のコピーは、所有者にも送付され、所有者はそのドメイン名が登録され、維持されるべきである理由を回答します。

仲裁センターのパネル(担当官、通常は1名か3名を申立者が選択)が審理を担当します。パネルは、両者から提出された文書や証拠をドメイン名紛争処理方針などに基づき判断します。主な検討基準は以下の通りです。

- (1)対象ドメイン名は申立人の有する商標権と同一か、誤認混同するかどうか
- (2)現在の所有者がそのドメイン名を正当に有する権利や権益あるかどうか
- (3)そのドメイン名は悪意で登録され、使用されているかどうか

パネルは、関係書類を受領後14日以内に判断を行い、裁定書を作成し、仲裁セン

ターを通じて、両当事者に通知します。そのドメイン名の登録が不正であるとの判断がなされた場合、所有者が 10 日以内に裁判所に提訴しなければ、マレーシアネットワーク情報センターは、パネルの裁定結果に応じて 10 日以内に必要な手続きを行います。

ドメイン名紛争での救済は、ドメイン名の移転または削除のみとなり、金銭的賠償や差止などはありません。損害賠償やその他の救済は、民事訴訟による手続きとなります。

6. 留意事項

通常、マレーシアの侵害者は、非常に巧妙で手が込んでおり、シンジケートによるものであったり、犯罪組織によるものであったりします。原材料が中国やインドネシアから輸入されるような場合は、模倣品や海賊品はマレーシア国内で製造されたり、組立てられたりします。従って、知的財産権者がマレーシアで権利行使をする場合、満足する議論や結果を求めるには、侵害者に対する具体的な証拠や有用な情報を確保することが重要です。つまり、知的財産権者がマレーシアでどのような調査を実施し、どのような結果が得られるかにかかっていますので、調査は重要な役割を果たすことになります。

マレーシアでは並行輸入に対して、知的財産権者は権利行使が基本的にできません。並行輸入に対して権利行使ができるとすれば、そうした製品の品質が劣っているか、国内マーケットにおいて同等の品質であることを公衆に示しているような場合に限られます。

税関対策において、条件付輸入許可品目や輸入禁止品目を輸入(密輸)することをひとつの模倣品や侵害品の輸入と捉える考え方があります。つまり、アルコールやタバコ、その他政府が出す命令によって規制される課税対象にも拘らず、適正な輸入行為がされていないとして、不法行為に基づき、刑罰の規定を活用する場合に利用することが考えられます。商品によっては、利用可能な方法であるので、現地の法律事務所に相談することをお勧めします。

また、映画、音楽やソフトウェアを収録した CD や DVD のマレーシアでの模倣品の増加は拡大しており、2000 年光ディスク法 (Optical Discs Act 2000) や 2002 年取引表示 (オリジナルラベル) 命令などが法整備されています。この法整備はマレーシア政府が外

国からの批判を受けて、本腰を入れて映画や音楽著作権の侵害、またコンピュータ用のソフトウェアの侵害を不法行為の角度から対策を開始したことによるもので、特定な分野ですが大きな成果が上がっています。こうした法整備を模倣品や著作権侵害ではなく、偽造など不法行為に基づき、刑罰の規定を活用する場合に利用することが考えられます。

粗悪な模倣品や海賊品の表示や出所などを取り締まる法令として、1946年価格統制法(Price Control Act 1946)や1980年価格統制(製造者、輸入者、卸業者によるラベル付け)令(Price Control (Labeling by manufacturers, importers, producers or wholesalers) Act 1980)があります。これらは商品や品質表示に関する規制であり、出所など表示の面から対策の一つとしてとることができます。比較的簡便な方法として、多く利用されているようです。知的財産権の権利行使ではなく、単発的な利用法ですが、現地の法律事務所にご相談することをお勧めします。

マレーシアの法整備状況、また中国などから流入する模倣品の状況を考えると、現地の法律事務所のみならず、関連する国の法律事務所とも連携を取った模倣品や侵害対策も検討する必要があります。

7. その他の関連団体

7.1 マレーシア知的財産協会

Malaysian Intellectual Property Association

住所: W-10-17, Menara Melawangi,
Pusat Perdagangan Amcorp,
18 Jalan Persiaran Barat, 46050 Petaling Jaya,
Selangor Darul Ehsan, Malaysia.

Tel: +603-7960 3002

Fax: +603-7960 4002

Website: www.mipa.org.my

7.2 アジア弁理士協会マレーシア本部

APAA Malaysia Country Group

住所: W-10-17, Menara Melawangi,
Pusat Perdagangan Amcorp,
18 Jalan Persiaran Barat, 46050 Petaling Jaya,

Selangor Darul Ehsan, Malaysia.

Tel: +603-7960 3002

Fax: +603-7960 4002

7.3 国際知的財産保護協会マレーシア部会

AIPPI Malaysia

住所: c/o Shearn Delamore & Co
7th Floor, Wisma Hamzah-Kwong Hing
No.1, Leboh Ampang
50100 Kuala Lumpur, Malaysia

Tel: +603-2027 2727

Fax: +603-2078 5625 / +603-2078 2376

7.4 マレーシアライセンス協会

Licensing Executives Society Malaysia

住所: Penthouse Level 33
Menara Tun Razak, Jalan Raja Laut
50350 Kuala Lumpur, Malaysia

Tel: +603 2692 5266

Fax: +603 2693 0716

Website: www.les.org.my

7.5 マレーシアネットワーク情報センター

Malaysian Network Information Centre

MYNIC Berhad (Co.No. 735031-H)

住所: Level 3, Block C
Mines Waterfront Business Park
No.3, Jalan Tasik, Mines Resort City
43300 Seri Kembangan
Selangor Darul Ehsan, Malaysia

Tel: +603 8991 7272

Fax: +603 8991 7277

Website: www.domainregistry.my